

交渉の議事要旨

課所等名	開催日時	開催場所	出席者		議題	発言概要	配付された 文書等
			当局側	職員団体側			
経 理 課	平成24年8月9日(木) 17:20～17:30 (10分)	小樽開発建設部 第2会議室	経理課長 西村 龍一 経理課長補佐 横山 直己	全開発小樽支部 経理課分会 執行委員長 山下 倫充 書記長 山崎 豊	経理課における超過勤務の縮減について 経理課における職員の健康管理について	○ 職員団体側から 交渉議題に対する当局の回答については了解するが、何か問題が生じた場合には、再度交渉の申し入れを行いたい。 ○ 当局側から 分かった。	別添(経理課)

職員の超過勤務縮減について

超過勤務の縮減については、当課としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、積極的に取り組んでいきたい。

職員の健康管理について

職員の心身の健康の保持増進については、業務を円滑に遂行していく上で重要な事項である。

特に、当課においては、病気休職者を持ち、心の健康づくりについては重要な問題と考えている。当局としても、メンタルヘルス教育の徹底や心の健康に関する情報の提供などにより職員の理解と知識を深めるとともに、ストレスチェックの実施やカウンセリング制度・健康管理医（精神科医）による心の健康相談の利用促進を図り、心の不調の予防と早期発見・早期対応に努めているところである。

また、長期に亘って病気療養した職員については、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていきたいと考えている。